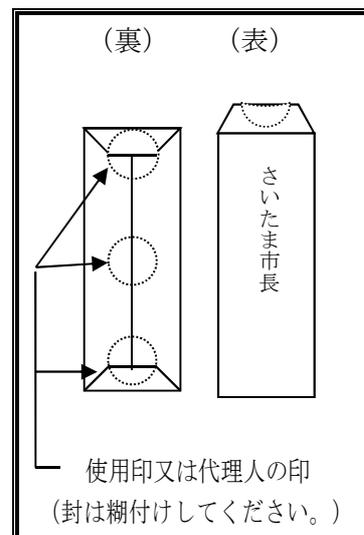


入札時の注意事項

- 1 代理人により入札する場合は、委任状を提出してください。
- 2 委任状の記載事項を訂正、削除、挿入等する場合は、訂正等を行う箇所を消し線で見え消しにして、さいたま市へ入札等の際に使用する印として届けてある印（以下「使用印」という。）を訂正箇所へ押してください。なお、「捨印（使用印）」も忘れずに押印願います。
- 3 入札書は、おもてに「さいたま市長」と書いた封筒に入れて提出してください。

なお、裏面には、右表のとおり3箇所に印をお願いします。
- 4 入札書には、さいたま市へ届けてある所在地又は住所、商号又は名称、代表者の職・氏名を記入してください。（登録のときに委任者を届けてある場合は、受任者の所在地、名称、受任者の職・氏名を記入してください。）
- 5 入札書には、使用印を押してください。ただし、代理人での入札の場合は、委任状の代理人の印と同一の印を押してください。

なお、入札額の頭には、「¥」を忘れずに記入してください。
- 6 入札書の金額（単価を含む。）の訂正は、無効となります。
- 7 入札書の記載事項で金額以外を訂正、削除、挿入等する場合は、訂正等を行う箇所を消し線で見え消しにして、使用印を押してください。ただし、入札参加が代理人の場合は、委任状に押した代理人の印を押してください。
- 8 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- 9 入札書には、消費税及び地方消費税の額を含まない額を記入してください。
- 10 入札の結果、予定価格に達しない場合は、再度入札を1回まで行います。
- 11 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできません。
- 12 仕様書は入札時に持参し、返却してください。
- 13 入札参加者は、入札後、仕様書、現場等について不明を理由として、異議を申し立てることはできません。



(連絡先)

環境局資源循環推進部
廃棄物対策課
TEL 048-829-1336
FAX 048-829-1991